

6 特定まちづくり施設一覧

用 途		規 模 ※1		
			うち、バリアフリー法に基づく制限付加部分(条例第6章)の規定の適用対象となる建築の規模	
1 建 築 物	(1) 学校	公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のもの)又は特別支援学校	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	2,000㎡以上※2
	(2) 病院又は診療所		全て	1,000㎡以上
	(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場		全て	1,000㎡以上
	(4) 集会場又は公会堂		全て	1,000㎡以上
	(5) 展示場		全て	1,000㎡以上
	(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場	全て	—
		コンビニエンスストア、薬局若しくはドラッグストア又はスーパーマーケット	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	1,000㎡以上
	(7) ホテル又は旅館		全て	1,000㎡以上
	(8) 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	2,000㎡以上	3,000㎡以上※2
	(9) 共同住宅、寄宿舍又は下宿		2,000㎡以上又は50戸以上	3,000㎡以上※2
	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	2,000㎡以上※2
(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		全て	1,000㎡以上	
(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館(一般公共の用に供するものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供するものに限る。)	全て	2,000㎡以上	
	若しくはボーリング場又は遊技場 上記以外のもの	全て	—	
(13) 博物館、美術館又は図書館		全て	1,000㎡以上	
(14) 公衆浴場		全て	1,000㎡以上	
(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店	200㎡以上	1,000㎡以上	
	上記以外のもの	200㎡以上	—	

1 建築物	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗、理髪店、美容院又は電気事業・ガス事業・電気通信事業に係る営業所	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	1,000㎡以上
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所又は学習塾	500㎡以上	2,000㎡以上※2
		上記以外のもの	500㎡以上	—
	(18) 工場		3,000㎡以上	—
	(19) バリアフリー法第2条第6号に規定する旅客施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	
	(20) 自動車の停留又は駐車のための施設	一般公共の用に供するもの	50台以上	2,000㎡以上
		上記以外のもの	50台以上	—
	(21) 公衆便所		全て	50㎡以上
(22) 公共用歩廊		全て	2,000㎡以上	
(23) 火葬場		全て		
(24) 神社、寺院又は教会		500㎡以上		
(25) 消防法第8条の2第1項に規定する地下街		全て		
2 道路	道路法第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。)		全て	
3 公園	(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園		全て	
	(2) 遊園地、動物園又は植物園((1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。)		全て	
4 駐車場	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場(機械式のもの及び1の項の(20)の施設、2の項の道路又は3の項の(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。)		50台以上	

※1 床面積の合計を言い、増築、改築、用途変更、大規模の修繕又は大規模の模様替の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積の合計を言います(条例第6章の適用については、大規模の修繕又は大規模の模様替え場合は除かれます)。

<複合用途の場合>

- ①1の項の(3)、(5)から(7)まで、(12)及び(14)から(16)までに掲げる用途が複合する建築物の場合は、全体の規模が1,000㎡以上であれば、単独では上表「規模」の欄の左欄に掲げる規模に満たない用途の部分も特定まちづくり施設に含まれます。
- ②上表「規模」の欄の右欄に掲げる規模に満たない特別特定建築物の建築であっても、同一敷地内に建築をする他の特別特定建築物の床面積との合計が2,000㎡以上の場合は、条例第6章の適用対象となります。ただし、(8)事務所(官公署を除く)、(9)共同住宅、寄宿舎又は下宿は床面積の合算の対象外となります。なお、条例第6章の適用対象建築物は、用途ごとの規模にかかわらず、小規模な施設に対する整備基準の特例(条例施行規則第3条)の対象外となります。
- ③テナントは、同時に工事する対象用途の床面積の総合計が上表「規模」の欄に掲げる規模を満たす場合、特定まちづくり施設に該当します。
- ④整備誘導基準については、当該用途のみの床面積で判断されます。

※2 条例第61条により特別特定建築物に追加した特定建築物を示します。